



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度) 安全性優良事業所に9,056事業所を認定

～認定事業所数は29,069事業所となり、全事業所の33.9%に～

認定マーク『Gマーク』



“G”の由来は、
Good「良い」、Glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

長期認定事業所用『ゴールドGマーク』



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である公益社団法人全日本トラック協会は、12月16日、トラック運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、新規・更新を合わせた申請事業所9,460事業所のうち、9,056事業所を認定しました。

認定事業所の内訳については、新規申請1,025事業所、初回更新～6回目更新申請8,031事業所の合計9,056事業所となります。

これに2020年度から2023年度に認定した20,013事業所(12月16日現在、2024年度の更新申請事業所を除く。)と合わせて、「安全性優良事業所」は29,069事業所となりました。

なお、今年度6回目更新となる1,280事業所については、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、長期認定事業所として、新たにデザインした「ゴールドGマーク」ステッカーを使用することができます。

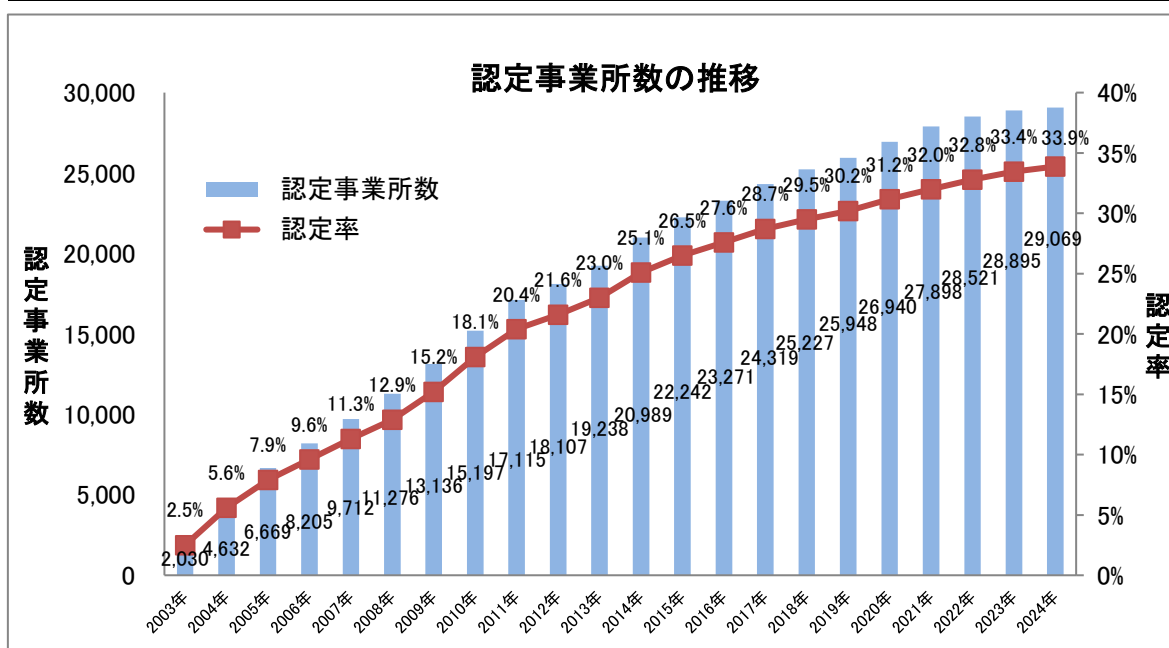
認定の有効期間は、2025年1月1日から新規事業所は2年間、初回更新事業所は3年間、2回目～6回目の更新事業所は4年間となります。

今回の認定により、安全性優良事業所は、全国のトラック運送事業所数85,811事業所(2024年12月1日現在)の33.9%に相当し、トラック運送事業所の3割が安全性優良事業所となっています。

今後も引き続き認定事業所の一層の拡大に向けて、荷主及び一般の方々に対するGマーク制度の周知、認定事業所のインセンティブの拡充、巡回指導時における普及促進等に努めて参ります。

2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業に係る認定の状況

	申請件数 (A)	取下げ件数 (B)	審査件数 (A-B) = (C)	認定件数 (D)	認定率 (D/C)
新規申請	1,155	14	1,141	1,025	89.8%
初回更新申請	1,283	2	1,281	1,249	97.5%
2回目更新申請	1,245	5	1,240	1,165	94.0%
3回目更新申請	1,656	3	1,653	1,612	97.5%
4回目更新申請	1,770	5	1,765	1,699	96.3%
5回目更新申請	1,051	3	1,048	1,026	97.9%
6回目更新申請	1,300	0	1,300	1,280	98.5%
合計	9,460	32	9,428	9,056	96.1%



【2024年度貨物自動車安全性評価事業の実施経緯】

- ・ 5月1日(水) 紙媒体による申請書類の頒布開始
- ・ 5月7日(火) インターネットによる申請書類の頒布開始
- ・ 7月1日(月)～7月12日(金) 申請書類の受付(地方実施機関にて実施)
- ・ 12月16日(月) 安全性優良事業所の認定

貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）とは

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性向上に対する意識を高めるため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する制度であり、平成15年7月より開始。

認定を受けた事業所は認定証が授与されるとともに、認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証しとして使用することが認められ、「安全性優良事業所」であることを荷主企業や一般消費者等にアピールすることができます。

本件のお問い合わせ先 公益社団法人 全日本トラック協会

適正化事業部 ☎ 03-3354-1067(ダイヤル)／総務部広報室 ☎ 03-3354-1029(ダイヤル)
ホームページ <https://jta.or.jp>

公益社団法人 全日本トラック協会の概要

- 1.所在地 東京都新宿区四谷三丁目2番5号
☎ 03-3354-1009(代)
- 2.設立 昭和29年7月(平成24年4月1日公益社団法人へ移行)
- 3.会長 坂本 克己(さかもと かつみ)
- 4.事業 ①貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究
②貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
③貨物自動車運送事業に関する意見の公表及び国会、行政庁等への申出
④行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に対する協力
⑤貨物自動車運送事業法に基づく全国貨物自動車運送適正化事業
⑥貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発
⑦全国的規模において実施する共同利用施設の整備、基金の造成等貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
⑧事業用資材ならびに運営資金のあっ旋
⑨前各号に掲げる事業を行うため必要な研究、講演、講習会等の開催
⑩会員相互の連絡協調を図る施策
⑪その他この法人の目的を達成するために必要な事業

貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公共性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

国土交通大臣が全国適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

総合

2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
評価結果集計表（都道府県・地区協会別）

2024.12.16

No	都道府県名	(A) 申請受理数 ※注1	(B) 取り下げ件数 ※注2	(C) 書類審査件数 (A)-(B) ※注3	(D) 評価中止件数 ※注4	(E) 申請却下件数 ※注5	(F) 評価件数 (C)-(D)+(E)	(G) 認定数	(H) 認定要件 抵触数	認定率 (G)/(C)	
1-1	北海道	札幌	203	2	201	0	0	201	194	7	96.5%
1-2		函館	36	2	34	0	0	34	34	0	100.0%
1-3		室蘭	49	1	48	0	0	48	47	1	97.9%
1-4		旭川	57	0	57	0	0	57	56	1	98.2%
1-5		帯広	41	1	40	0	0	40	39	1	97.5%
1-6		釧路	41	0	41	0	0	41	41	0	100.0%
1-7		北見	25	0	25	0	0	25	25	0	100.0%
	計	452	6	446	0	0	446	436	10	97.8%	
2	東北	青森	123	0	123	0	0	123	116	7	94.3%
3		岩手	109	0	109	0	0	109	105	4	96.3%
4		宮城	196	0	196	0	0	196	189	7	96.4%
5		秋田	70	2	68	0	0	68	67	1	98.5%
6		山形	87	0	87	0	0	87	83	4	95.4%
7		福島	158	0	158	0	0	158	141	17	89.2%
		計	743	2	741	0	0	741	701	40	94.6%
8	関東	茨城	308	5	303	0	0	303	286	17	94.4%
9		栃木	149	0	149	0	0	149	138	11	92.6%
10		群馬	165	1	164	0	0	164	153	11	93.3%
11		埼玉	590	3	587	0	0	587	562	25	95.7%
12		千葉	400	3	397	0	0	397	378	19	95.2%
13		東京	547	0	547	0	0	547	527	20	96.3%
14		神奈川	539	1	538	0	0	538	526	12	97.8%
15	山梨	75	1	74	0	0	74	71	3	95.9%	
	計	2,773	14	2,759	0	0	2,759	2,641	118	95.7%	
16	北陸信越	新潟	203	0	203	0	0	203	197	6	97.0%
17		長野	179	2	177	0	0	177	169	8	95.5%
18		富山	91	1	90	0	0	90	89	1	98.9%
19		石川	95	0	95	0	0	95	94	1	98.9%
	計	568	3	565	0	0	565	549	16	97.2%	
20	中部	福井	113	0	113	0	0	113	106	7	93.8%
21		岐阜	150	1	149	0	0	149	149	0	100.0%
22		静岡	304	2	302	0	0	302	296	6	98.0%
23		愛知	600	0	600	1	0	599	584	15	97.3%
24		三重	182	1	181	0	0	181	176	5	97.2%
	計	1,349	4	1,345	1	0	1,344	1,311	33	97.5%	
25	近畿	滋賀	120	0	120	0	0	120	117	3	97.5%
26		京都	178	0	178	0	0	178	171	7	96.1%
27		大阪	628	1	627	0	0	627	570	57	90.9%
28		兵庫	345	1	344	0	0	344	337	7	98.0%
29		奈良	78	0	78	0	0	78	75	3	96.2%
30		和歌山	78	0	78	0	0	78	77	1	98.7%
	計	1,427	2	1,425	0	0	1,425	1,347	78	94.5%	
31	中国	鳥取	58	0	58	0	0	58	58	0	100.0%
32		島根	71	0	71	0	0	71	64	7	90.1%
33		岡山	187	0	187	0	0	187	175	12	93.6%
34		広島	256	0	256	0	0	256	255	1	99.6%
35		山口	96	0	96	0	0	96	95	1	99.0%
	計	668	0	668	0	0	668	647	21	96.9%	
36	四国	徳島	63	0	63	0	0	63	62	1	98.4%
37		香川	91	0	91	0	0	91	87	4	95.6%
38		愛媛	103	0	103	0	0	103	98	5	95.1%
39		高知	55	0	55	0	0	55	54	1	98.2%
	計	312	0	312	0	0	312	301	11	96.5%	
40	九州・沖縄	福岡	413	0	413	0	0	413	394	19	95.4%
41		佐賀	86	0	86	0	0	86	84	2	97.7%
42		長崎	80	1	79	0	0	79	76	3	96.2%
43		熊本	138	0	138	0	0	138	136	2	98.6%
44		大分	114	0	114	0	0	114	110	4	96.5%
45		宮崎	99	0	99	0	0	99	97	2	98.0%
46		鹿児島	203	0	203	0	0	203	198	5	97.5%
47	沖縄	35	0	35	0	0	35	28	7	80.0%	
	計	1,168	1	1,167	0	0	1,167	1,123	44	96.2%	
	合計	9,460	32	9,428	1	0	9,427	9,056	371	96.1%	
	前年比	▲301	▲19	▲282	+1	+0	▲283	▲433	+150	-1.6%	

(注) 1. 申請受理数は、全国実施機関で書類を受理した件数。(申請受理後に他都道府県に移転したものは移転先の都道府県にカウントする)
 2. 取り下げ件数は、評価までに申請者から取り下げの申し出があった件数。
 3. 書類審査件数は、申請受理数から取り下げ件数を除いた書類審査を行った件数。
 4. 評価中止件数は、評価規程第4条第3項の各号を満たさなかったため、評価を中止した件数。
 5. 申請却下件数は、評価規程第9条の2に該当する不正申請等により、申請を却下した件数。

安全性優良事業所の認定状況
(2024年12月16日現在)

	認定事業所数 (事業者数)
【2020年度(第18回)安全性優良事業所】 1. 3回目更新 2事業所(※)	2 (2)
【2021年度(第19回)安全性優良事業所】 1. 初回更新 1事業所(※) 2. 2回目更新 1,448事業所 3. 3回目更新 1,439事業所 4. 4回目更新 1,154事業所	4,042 (2,710)
【2022年度(第20回)安全性優良事業所】 1. 初回更新 1,463事業所 2. 2回目更新 1,337事業所 3. 3回目更新 1,263事業所 4. 4回目更新 1,382事業所 5. 5回目更新 1,090事業所	6,535 (4,031)
【2023年度(第21回)安全性優良事業所】 1. 新規 1,182事業所 2. 初回更新 1,390事業所 3. 2回目更新 1,278事業所 4. 3回目更新 1,915事業所 5. 4回目更新 1,709事業所 6. 5回目更新 915事業所 7. 6回目更新 1,045事業所	9,434 (5,186)
【2024年度(第22回)安全性優良事業所】 1. 新規 1,025事業所 2. 初回更新 1,249事業所 3. 2回目更新 1,165事業所 4. 3回目更新 1,612事業所 5. 4回目更新 1,699事業所 6. 5回目更新 1,026事業所 7. 6回目更新 1,280事業所	9,056 (5,053)
合 計	29,069 (13,057)

※令和6年1月能登半島地震に係る特例措置により有効期間を1年伸長した事業所

- (1) 認定事業所数29,069は、全事業所数85,811(令和6年12月現在)の33.9%に該当する(前年度比0.5ポイント増)。
- (2) 認定事業者数13,057は、全事業者63,127(令和5年3月末現在)の20.7%に該当する(前年度同比)。
※なお、事業者数の合計は、各年度において重複事業者があるため、各年度の合算値と一致しない。
- (3) 認定事業所数29,069の車両台数(761,413台)は、全営業用トラック1,454,186台(令和5年3月末現在)の52.4%に該当する(前年度比0.9ポイント増)。

認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移

2024年12月16日現在

